

## ウィークリースタンス実施要領

### 1. 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、現在及び将来の公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が、受発注者共通の責務となっている。

丸亀市では、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、設計業務等の業務環境を改善し、より一層の円滑な実施と品質向上に努めることを目的に本取組を実施するものとする。

### 2. 対象業務

- ・測量業務、設計業務、地質調査業務、調査・計画業務
- ・施工管理業務
- ・用地調査等業務

ただし、いずれも災害に関する業務等、緊急を要する業務を除く。

### 3. 実施内容

実施内容は次のとおりとし、業務の進捗に差支えない範囲で努める。

- ① ウェンズデー・ホーム・・・水曜日は定時の帰宅を心がける。
- ② マンデー・ノーピリオド・・・月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。
- ③ フライデー・ノーリクエスト・・・金曜日（休日前）に依頼しない。

### 4. 実施方法

実施内容については、ノー残業デーなどの労働環境改善の取組が各企業で異なること、また、業務内容による特性も考えられるため、初回打ち合わせ時に、監督職員が本取組の目的及び内容を説明し、受発注者で合意の上、実施内容を決定する。

①から③以外の内容を追加して取り組む場合は、受発注者の協議により決定する。

例) ○時以降に打ち合わせをしない、金曜日でも定時の帰宅を心がけるなど。

### 5. 適用

本要領は、令和4年4月15日入札告示分から適用する。